

請願第1号

家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める要請書に関する請願について

標題の請願があったので提出する。

令和5年2月16日提出

藤井寺市議会議長 畑 謙太郎



令和 5 年 2 月 7 日

藤井寺市議会

議長 畑 謙太郎 様

請願者

住所

氏名 藤井寺民主商工会 婦人部代表 原 圭子

(署名又は記名押印)

連絡先 072-939-8243

(法人・団体等の場合はその名称・所在地及び代表者名)

家族従業者の働き分を認めない所得税法第 56 条の廃止を求める要請書に関する請願

1. 請願趣旨

自営業者と共に働く家族従業者(約8割が女性)は、所得税法第 56 条「配偶者とその家族が事業に従事したとき対価の支払いには必要経費に算入しない(条文要旨)」という条文があるために個人としての働き分が認められず事業主の所得に合算されています。白色申告の場合、そこから控除される金額は、配偶者 86 万円、その他家族 50 万円と最低賃金にも及びません。働き分が正當に評価されていないため、出産や傷病で休んだ時の公的な休業保障がなく、交通事故の補償日額でも主婦 5700 円に対し、家族従業者は 2356 円など、様々な不利益を受けています。個人の尊厳を無視した税制と支援策が不十分な中、自営業と家族従業者は減少し続けています。

所得税法第 56 条をいまだ放置する日本政府に対し、2016 年に国連女性差別撤廃委員会が「女性の経済的独立を事実上妨げている」との懸念を示し、第 56 条の見直しを求める勧告を日本政府に行いました。世界の主要国は家族の働き分を必要経費と認めており、各地の税理士会や日弁連も廃止や見直しを求める意見書を出しています。さらに、全国で 560 を超す自治体(全自治体の 3 割。うち大阪 17)で意見書が決議されています。政治と経済分野のジェンダー平等が大きく遅れている日本でも第 56 条廃止の世論と運動が広がっています。以上の理由から、下記の項目を強く要望します

2. 請願項目

一、業者婦人の働き分を認めない所得税法第 56 条を廃止するよう国へ働きかけること。

紹介議員 (1 名以上)

氏名 瀬川 寛

(署名または記名押印)

氏名

(署名または記名押印)

※1 請願趣旨・項目と紹介議員の署名押印が同一の用紙に入るようにしてください。

※2 賛同者の署名簿がある場合は、この用紙のあとに添付してください。